

(仮称) 新宿区公契約条例の制定に向けたパブリック・コメントの実施について

良好かつ安全な区民サービスを提供するためには、区が締結する工事請負契約、業務委託契約及び指定管理者との公の施設の管理に関する協定（以下「公契約」という。）において、公正性、競争性及び透明性を確保するとともに、労働者等の適正な労働環境を守ることによって適正な履行及び品質を確保することが重要である。

区はこれまでも、「新宿区調達のあるり方について（指針）」や「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、公契約の適正な履行と良好な品質を確保してきた。一方で、消費税率の引上げや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の景気動向等に対応するためには、公契約に係る制度の強化が必要である。また、区内事業者及び関係団体等への意見聴取においても「新たなルールづくり」を求める声が多かった。

については、更なる労働環境の整備を推進するなど公契約に係る制度の強化を図り、公共サービス調達における品質の確保を持続可能なものとするため、公契約における新たなルールとしての（仮称）新宿区公契約条例の制定に向けてパブリック・コメントを実施する。

1 条例の目的

公契約の手續及び履行に係る基本方針等を定め、公正かつ公平な入札等の制度を確立し、及び公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する。

2 パブリック・コメントの実施

(1) 実施期間

平成31年2月15日（金）から平成31年3月8日（金）まで

(2) 周知方法

平成31年2月15日号の広報しんじゅく及び新宿区ホームページで周知し、意見を募集する。

(3) 閲覧資料

ア 意見募集概要・・・別紙1

イ （仮称）新宿区公契約条例骨子（案）・・・別紙2

ウ （仮称）新宿区公契約条例骨子（案）概要・・・別紙3

エ 新宿区パブリック・コメント意見用紙・・・別紙4

(4) 閲覧・配付場所

契約管財課（本庁舎4階）、区政情報課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）、特別出張所（10所）、区立図書館（10館）及び新宿区ホームページ

(5) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

(6) 説明会（日程・会場）

日程	会場
平成31年3月1日（金）	新宿区役所本庁舎地下1階 11会議室

3 今後の主なスケジュール（予定）

平成31（2019）年

- | | |
|------------|----------------------------|
| 2月 6日（水） | 総務区民委員会 |
| 2月15日（金） | パブリック・コメント実施 |
| 3月 8日（金） | パブリック・コメント終了 |
| 3月27日（水） | 調整会議（パブリック・コメント実施結果の報告） |
| 4月上旬 | 政策経営会議（パブリック・コメント実施結果の報告） |
| 4月10日（水） | 総務区民委員会（パブリック・コメント実施結果の報告） |
| 4月10日（木）以降 | 条例（案）策定 |